

# 地域みんなで農地の未来を考える 「地域計画」を作りたい

これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法律に基づく取組になりました。

地域計画は、地域の将来の農地利用の姿を明らかにした設計図です。将来の農地を誰が利用するか、どのように集約化するか、地域の農業をどのように維持していくかを、地域の皆さんで話し合いながら作成していきます。

## 地域計画の進め方

2023年度

農地の所有者に対し、農地の利用についての意向調査（アンケート）を行います。

2023～2024年度

「目標地図」を作りながら、地域の農業の方針を皆さんで考えていきます。

2025年3月

皆さんが作成した「地域計画」（目標地図を含みます）を、高知市が公告します。

## 目標地図とは

10年後の農地のイメージ図＝「目標地図」

継続して耕作

家族が農業を引き継ぐ予定

現在使われていない農地を新たに引き受け、農地を拡大

農地は縮小予定  
使わなくなる農地は売却  
もしくは借り手を募集

農地の所有者や耕作者の方が、農地をどうしていきたいかという意向を聞きながら、10年後に誰がどの農地を耕作するのか色分けした地図を作っていきます。

将来のイメージ図ですので、これによって農地の権利設定がされるものではありません。

調査への回答や、地域での話し合いへの出席など、  
皆様のご協力をお願いします。

## 人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行いただけてきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。

このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、②それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が2023年4月1日から施行されました。



2025年4月以降は、相対による利用権設定（農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定）を新たに行うことができなくなり、次の2つの方法のみとなります。

- ・農地法第3条に基づく許可申請
- ・農地中間管理（農地バンク）事業による貸借

※ 2025年4月以降の農地中間管理（農地バンク）事業による貸借では、受け手が「目標地図に位置づけられた農地の受け手であること」が要件となります。

## 支援措置について

地域計画を策定した区域や目標地図に位置づけられた経営体を対象に、いろいろな支援措置があります。

### 地域計画を策定した区域

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策 など



### 目標地図に位置づけられた経営体

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置 など



## お問い合わせ先

- |           |              |          |              |
|-----------|--------------|----------|--------------|
| ・農林水産課    | 088-823-9458 | ・鏡地域振興課  | 088-896-2001 |
| ・土佐山地域振興課 | 088-895-2312 | ・春野地域振興課 | 088-894-4387 |
| ・農業委員会事務局 | 088-823-9484 |          |              |



詳しくは、高知市ホームページをご確認ください⇒